

〔一級自動車整備士 自動車新技術〕

奥付：第七版から第八版で変更した箇所（平成30年3月）

頁	箇所	内容
38	下から9行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分を追加)	天然ガスを常温下での取り扱いを容易にするため、LNGをいったん気体に戻したあと、約20Mpa又は24.8MPaに高
41	上から3行目 (傍線部分を削除)	CNGボンベは、容積効率を上げるため高圧縮(約20MPa)された圧縮天然ガスを一時的に～
42	上から8行目 (傍線部分を削除)	CNGレギュレータは、図2-9のようなもので、CNGボンベから高圧(約20MPa)で～
46	上から5行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	点検時表示にも用いられる。一方、エンジン側の燃圧センサはCNG燃料の噴射量の～
47	上から2行目 (傍線部分を削除)	CNGの燃料の経路は、図2-17のように充てん口より高圧(約20MPa)で充てんされた～
54	上から10行目 (傍線部分を削除)	CNG燃料は、気体状態で最高20MPaという高い圧力の可燃性ガスであること、～
	下から1行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	・陸運運輸支局長の行うCNG自動車に関する講習を修了した者。
56	上から15行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	4年以内、以降2年±2ヶ月以内に行うこととなっており、～
57	下から17～15行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	CNG自動車構造取り扱い基準では、ガス容器は最高充てん圧力が20MPa以上のものを用いることを想定しているが、国産車の車両の設計及び車両へのにおけるガス容器の最高充てんは共に、世界のCNG自動車の動向に沿って、最高充てん圧力は、20MPaとして運用されている圧力を20MPaと24.8MPaの2種類に定めている。
60	上から10行目～	全て別紙に差し替え
61	全て	
62	全て	
115	上から6行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	-6のように永久磁石、コイル及び電極コアで構成されており、電
	図2-6	図中の『電極』を『コア』に変更
126	下から13行目 (網掛け部分を追加)	車両の鉛直軸方向の回転角速度(ヨー・レート、自転速度)
	下から3～2行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	(注参照)による圧電セラミックスの歪み量や、～によって行っている。 なお、図2-30のように車両の進行方向により検出しているは車両の進行方向による検出部の動きを示したものである。

## 7 参 考

## 1) 燃料装置の構造基準抜粋

## (1) ガス容器

- (イ) ガス容器は、高圧ガス保安法第44条の容器検査に合格し、第45条の刻印のなされた容器若しくは第49条の25(第49条の33において準用する場合を含む。)に規定する刻印のなされた容器又は第49条の容器再検査に合格した容器であること。
- (ロ) 車両に搭載するガス容器は、容器保安規則第2条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器であって、容器に刻印された容器検査に合格した年月日より1年を超えていないものを搭載すること。
- (ハ) ガス容器は、常用の圧力が20MPaのものにあつては最高充てん圧力が20MPa以上のものを、常用の圧力が24.8MPaのものにあつては最高充てん圧力が24.8MPa以上のものを用いること。

(ニ) ガス容器及び配管等は、取り外して燃料ガスの充てんを行うものでないこと。

## (2) 容器元弁、容器安全弁

- (イ) 容器元弁及び容器安全弁は、高圧ガス保安法第49条の2の附属品検査に合格し、第49条の3の刻印のなされた附属品若しくは第49条の25(第49条の33において準用する場合を含む。)に規定する刻印のなされた附属品又は第49条の4の附属品再検査に合格した附属品であること。
- (ロ) 容器元弁及び容器安全弁は容器保安規則第18条に規定する圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装着されるべき附属品であることを証する刻印「CNGV」がなされたものであること。
- (ハ) 容器元弁及び容器安全弁は、ガス容器の最高充てん圧力に対応した耐圧性を有していること。
- (ニ) 容器安全弁が作動した場合に吹き出した燃料ガスは、運転者室内、客室内及び荷室内に滞留することなく、安全な箇所に排出されること。

## (3) 過流防止弁等

過流防止弁は(容器元弁内又はその直近に設けられているものに限る。)過流防止弁が、燃料ガスの圧力差により自動的に燃料ガスを遮断する機械方式の場合は均圧ノズル方式以外の復帰機構を有していること。

## (4) 主止弁

- (イ) 主止弁は、容器に直接取り付けられているか、又は衝突等による衝撃を受けた場合に、主止弁と容器元弁の間の配管等が損傷を受けるおそれの少ない位置に設けられていること。
- (ロ) 主止弁は、運転席から操作できること。
- (ハ) 主止弁は、作動動力源の消失時には自動的に閉止すること。
- (ニ) 主止弁は、エンジンが停止した場合(アイドリングストップ対応自動車等における原動機の自動停止の場合を除く。)は、自動的に閉止すること。
- (ホ) 主止弁は、常用の圧力の1.5倍以上の耐圧性能を有し、かつ、常用の圧力で外部に対して気密性能を有していること。

## (5) 減圧弁

- (イ) 減圧弁を加熱するにあつては、その加熱源としてエンジンの排気ガスを直接使用しないこと。
- (ロ) 減圧弁は、常用の圧力の1.5倍以上の耐圧性能を有し、かつ、常用の圧力で外部に対して気密性能を有していること。

## (6) 安全装置(レギュレータ高圧部の安全弁、燃料遮断弁)

減圧弁の二次側が大気に開放されていない場合は、次のいずれかに適合する安全装置が設けられていること。

- (イ) 燃料ガスを放散する装置にあつては、減圧弁の二次側圧力が常用の圧力を超えた場合、耐圧以下の圧力で作動し、かつ、二次側の保護に必要な吹き出し容量を有する逃がし弁が設けられていること。また、吹き出したガスは、安全な箇所に排出されること。
- (ロ) 燃料ガスの供給を遮断する装置にあつては、減圧弁の二次側の圧力を検知し、常用の圧力を超えた場合には、耐圧以下の圧力で減圧弁一次側の燃料ガスの供給を遮断するものであること。

## (7) 配管及び接合部

- (イ) 配管及び接合部は、車体のたわみ、振動及び衝撃に耐え得ること。
- (ロ) 配管及び接合部は、十分な耐食性を有していること。
- (ハ) 配管及び接合部は、常用の圧力の1.5倍以上の耐圧性能を有し、かつ、常用の圧力で外部に対して気密性能を有していること。
- (ニ) 配管は、ステンレス鋼管、鋼管若しくは銅管でいずれも焼鈍したもの、又は繊維補強樹脂管であること。ただし、常用の圧力が1MPa未満の圧力で使用する配管にあつては、耐油性ゴム配管を使用することができる。

## (ホ) 材質による継手の種類

- ① ステンレス鋼管の継手は、2圧縮リング方式継手、ねじ込み式継手、Oリング式継手、溶接継手又はフレア式継手
  - ② 鋼管の継手は、2圧縮リング方式継手、ねじ込み式継手、Oリング式継手、溶接継手、JASO F 402「自動車用フレア管継手」のフレア式継手又はJASO F 403「自動車用フレア無管継手」
  - ③ 銅管の継手は、2圧縮リング方式継手、ねじ込み式継手、Oリング式継手、溶接継手、JASO F 402「自動車用フレア管継手」のフレア式継手又はJASO F 403「自動車用フレア無管継手」
  - ④ 繊維補強樹脂管の継手は、2圧縮リング方式継手、Oリング式継手又はねじ込み式継手
  - ⑤ ゴム管の継手は、JIS B 8261「液化石油ガス用ゴムホースアセンブリ」の「自動車用高圧ホースアセンブリ」又は「低圧ホースアセンブリ」に適合するものを、それぞれのゴム管の最高使用圧力の区分に応じて使用すること。ただし、最終減圧弁の二次側のゴム管の継手は、バンド止め(ねじ式又は板バネ式クランプ)にすることができる。
- (ヘ) 接合部に使用するパッキング材には、耐天然ガス性のものが用いられていること。

## (8) ガス充てん口

(イ) ガス充てん口は、次の規格に適合し、かつ、同規格に基づく刻印等の表示がされたものであること。

- ① 常用の圧力が20 MPa のものあつては、JASO E 203「天然ガス自動車-燃料充てん口」の「J20」の規格、ISO 14469-1「Road vehicles-Compressed natural gas(CNG)refuelling connector-Part 1: 20MPa(200 bar)connector」の規格又は「COMPRESSES NATURAL GAS VEHICLE(NGV)FUELING CONNECTION DEVICES」(ANSI/AGA NGV 1-1994, CGA NGV 1-M 94) (以下「NGV 1」という。)の「P30 RECEPTACLE」の規格
- ② 常用の圧力が24.8MPaのものにあつては、JASO E 203「天然ガス自動車-燃料充てん口」の「J25」規格又はNGV 1の「P36 RECEPTACLE」の規格

(ロ) 常用の圧力が24.8MPaの車両の充てん口の近傍には、「24.8MPa」の標章が貼付されていること。

①アメリカガス協会(AGA)又はカナダガス協会(CGA)の認定品であることを証する刻印又は表示



②「P30 RECEPTACLE」であることを証する刻印又は表示

**P30**

## (9) ガス充てん弁

ガス充てん口の付近には、次の各号に適合するガス充てん弁が設けられていること。ただし、ガス充てん口に逆止弁機能が内蔵されている場合はガス充てん弁を省くことができる。この場合の逆止弁機能は次の各号を満足していること。

- ① 常用の圧力の1.5倍以上の耐圧性能を有すること。
- ② 常用の圧力で外部に対して気密性能を有すること。

## (10) 逆止弁

専ら充てんに使用する配管等、又はそれにつながる容器元弁部分には、次の各号に適合する逆止弁が、容器元弁に直接取り付けられているか、又は衝突等による衝撃を受けた場合に、逆止弁と容器元弁の間の配管等が損傷を受けるおそれの少ない位置に設けられていること。

- ① 逆止弁は、常用の圧力の1.5倍以上の耐圧性能を有し、かつ、常用の圧力で外部に対して気密性能を有していること。
- ② 逆止弁は、常用の圧力から0Paまでの圧力において逆流を止める性能を有していること。

## (11) ガス容器固定装置

- (イ) ガス容器固定装置は、ガス容器を確実に固定できるものであり、かつ、運行に十分耐え得るものであること。
- (ロ) 支持棒を用いてガス容器を固定する場合の支持棒は、危険断面において負荷倍数2.5、安全率1.6以上の強度を有していること。
- (ハ) ガス容器固定装置は、ガス容器を2箇所以上で固定し、かつ、ガス容器を取り外せるものであること。

〔一級自動車整備士 自動車新技術〕

奥付：第六版から第七版で変更した箇所（平成 28 年 4 月）

頁	箇所	内容																																																																																																																																																																																																												
4	下から 1 行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	8) CNG 自動車の燃料装置に係わる点検の記録簿……………55																																																																																																																																																																																																												
55	上から 4 行目～ (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	<p>8) CNG 自動車の燃料装置に係わる点検の記録簿</p> <p>(1) 点検整備事業者は、CNG 自動車燃料装置点検整備記録簿を備え、「CNG 燃料装置の構造基準」に適合するか否かの検査を行ったときは、これに記録すると共に保存しなければならない。</p> <p>(2) 点検整備事業者は、当該自動車の使用者のから記録の開示請求があったときには、規定の事項を記載した、CNG 自動車燃料装置点検整備記録簿ものの写しを交付しなくてはならない。</p> <p>(3) 点検整備事業者は、CNG 燃料装置点検整備記録簿を、その記載日から 1 年間保存しなくてはならない。</p> <p style="text-align: center;">＜CNG 自動車燃料装置点検整備記録簿の一例＞</p> <p style="text-align: center;">第 1 号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="10" style="text-align: center;">CNG自動車燃料装置点検整備記録簿</th> <th style="text-align: right;">No.</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="5">整備依頼者の氏名 又は名称及び住所</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5">整備事業者の氏名又は名称及 び住所並びに認証番号又は指 定番号</td> <td colspan="5"></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="5" rowspan="2">整備責任者又は管理責任者 (自筆署名) 受講年月日</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">検査実施日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">平成 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">登録番号(車両番号)</td> <td>車名</td> <td>型式</td> <td>車台番号</td> <td colspan="2">事業用・自家用の別</td> <td colspan="3">用途</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="2" style="text-align: center;">* 事・自</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">* 乗・貨・乗合・特種</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="3">燃料保有形態</td> <td colspan="2" rowspan="3">*CNG専用 ガソリン併用 LPガス併用 その他( )</td> <td colspan="6" style="text-align: center;">ガス容器</td> </tr> <tr> <td colspan="2">記号及び番号</td> <td colspan="2">内容積(ℓ)</td> <td colspan="2">(再)検査有効期限</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">ガス容器取付方式</td> <td colspan="8">コンテナ方式</td> </tr> <tr> <td colspan="8">その他</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">点検整備の概要</td> <td colspan="2">ガス容器</td> <td colspan="2">導配管等</td> <td colspan="5">逆止弁</td> </tr> <tr> <td colspan="2">容器元弁</td> <td colspan="2">接合部</td> <td colspan="5">ガス容器固定装置</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主止弁</td> <td colspan="2">ガス充填口</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">減圧弁</td> <td colspan="2">ガス充填弁</td> <td colspan="5"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">検査方法及び結果</td> <td colspan="2" rowspan="2">高圧配管の気密</td> <td colspan="2">検査方法*</td> <td colspan="2">検知液</td> <td colspan="2">ガス検知器(計器の名称型式)</td> <td>圧力計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">検査結果*</td> <td colspan="2">合・否</td> <td colspan="2">合・否</td> <td>合・否</td> </tr> <tr> <td colspan="2" rowspan="2">座席のある車室との間の気密</td> <td colspan="2">検査方法*</td> <td colspan="3">ガス検知器(計器の名称型式)</td> <td colspan="2">発煙剤</td> </tr> <tr> <td colspan="2">検査結果*</td> <td colspan="3">合・否</td> <td colspan="2">合・否</td> </tr> <tr> <td>記号</td> <td>点検</td> <td>分解</td> <td>交換</td> <td>修理</td> <td>調整</td> <td>締付</td> <td>清掃</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>レ</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>△</td> <td>A</td> <td>T</td> <td>C</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: center;">(日本工業規格 A 列 4 番)</p>	CNG自動車燃料装置点検整備記録簿										No.	整備依頼者の氏名 又は名称及び住所											整備事業者の氏名又は名称及 び住所並びに認証番号又は指 定番号											整備責任者又は管理責任者 (自筆署名) 受講年月日					検査実施日						平成 年 月 日		平成 年 月 日				登録番号(車両番号)		車名	型式	車台番号	事業用・自家用の別		用途								* 事・自		* 乗・貨・乗合・特種			燃料保有形態		*CNG専用 ガソリン併用 LPガス併用 その他( )		ガス容器						記号及び番号		内容積(ℓ)		(再)検査有効期限												ガス容器取付方式		コンテナ方式								その他								点検整備の概要	ガス容器		導配管等		逆止弁					容器元弁		接合部		ガス容器固定装置					主止弁		ガス充填口							減圧弁		ガス充填弁							検査方法及び結果	高圧配管の気密		検査方法*		検知液		ガス検知器(計器の名称型式)		圧力計	検査結果*		合・否		合・否		合・否	座席のある車室との間の気密		検査方法*		ガス検知器(計器の名称型式)			発煙剤		検査結果*		合・否			合・否		記号	点検	分解	交換	修理	調整	締付	清掃				レ	○	×	△	A	T	C		
CNG自動車燃料装置点検整備記録簿										No.																																																																																																																																																																																																				
整備依頼者の氏名 又は名称及び住所																																																																																																																																																																																																														
整備事業者の氏名又は名称及 び住所並びに認証番号又は指 定番号																																																																																																																																																																																																														
整備責任者又は管理責任者 (自筆署名) 受講年月日					検査実施日																																																																																																																																																																																																									
					平成 年 月 日		平成 年 月 日																																																																																																																																																																																																							
登録番号(車両番号)		車名	型式	車台番号	事業用・自家用の別		用途																																																																																																																																																																																																							
					* 事・自		* 乗・貨・乗合・特種																																																																																																																																																																																																							
燃料保有形態		*CNG専用 ガソリン併用 LPガス併用 その他( )		ガス容器																																																																																																																																																																																																										
				記号及び番号		内容積(ℓ)		(再)検査有効期限																																																																																																																																																																																																						
ガス容器取付方式		コンテナ方式																																																																																																																																																																																																												
		その他																																																																																																																																																																																																												
点検整備の概要	ガス容器		導配管等		逆止弁																																																																																																																																																																																																									
	容器元弁		接合部		ガス容器固定装置																																																																																																																																																																																																									
	主止弁		ガス充填口																																																																																																																																																																																																											
	減圧弁		ガス充填弁																																																																																																																																																																																																											
検査方法及び結果	高圧配管の気密		検査方法*		検知液		ガス検知器(計器の名称型式)		圧力計																																																																																																																																																																																																					
			検査結果*		合・否		合・否		合・否																																																																																																																																																																																																					
	座席のある車室との間の気密		検査方法*		ガス検知器(計器の名称型式)			発煙剤																																																																																																																																																																																																						
			検査結果*		合・否			合・否																																																																																																																																																																																																						
記号	点検	分解	交換	修理	調整	締付	清掃																																																																																																																																																																																																							
	レ	○	×	△	A	T	C																																																																																																																																																																																																							
154	下から 11 行目 (傍線部分を削除)	こと。センサが腐食する恐れがあり、故障の原因となる。																																																																																																																																																																																																												
173	下から 4 行目 (傍線部分を削除)	(注)センサ・ロック解除が不十分な場合や、ユニット																																																																																																																																																																																																												

〔一級自動車整備士 自動車新技術〕

奥付：第五版から第六版で変更した箇所（平成27年4月）

頁	箇所	内容																																														
50	下から7行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	ボンベ製造日又は、検査日から初回は4年以内、その後は2年+2ヶ月以内にボンベ再検査を受けなくては																																														
51	頁中段 表	<p>表の記載内容の変更</p> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車載容器一覧証票 (例)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>容器の記号及び番号</th> <th>付属品の記号及び番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>ABC-001</td> <td>XYZ-011</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>ABC-002</td> <td>XYZ-022</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">充てん可能期限</td> <td>2015年2月19日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車体番号</td> <td>00011-000000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">車載容器一覧証票 (例)</th> </tr> <tr> <th></th> <th>容器の記号及び番号</th> <th>付属品の記号及び番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1</td> <td>ABC-001</td> <td>XYZ-011</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2</td> <td>ABC-002</td> <td>XYZ-022</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">充てん可能期限</td> <td>2015年2月19日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">車体番号</td> <td>00011-000000</td> </tr> </tbody> </table>	車載容器一覧証票 (例)				容器の記号及び番号	付属品の記号及び番号	1	ABC-001	XYZ-011	2	ABC-002	XYZ-022	3			4			充てん可能期限		2015年2月19日	車体番号		00011-000000	車載容器一覧証票 (例)				容器の記号及び番号	付属品の記号及び番号	1	ABC-001	XYZ-011			2	ABC-002	XYZ-022			充てん可能期限		2015年2月19日	車体番号		00011-000000
	車載容器一覧証票 (例)																																															
	容器の記号及び番号	付属品の記号及び番号																																														
1	ABC-001	XYZ-011																																														
2	ABC-002	XYZ-022																																														
3																																																
4																																																
充てん可能期限		2015年2月19日																																														
車体番号		00011-000000																																														
車載容器一覧証票 (例)																																																
	容器の記号及び番号	付属品の記号及び番号																																														
1	ABC-001	XYZ-011																																														
2	ABC-002	XYZ-022																																														
充てん可能期限		2015年2月19日																																														
車体番号		00011-000000																																														
	頁下段 表	<p>表の記載内容の変更(太線部を追加)</p> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票 (例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>充てんすべきガスの名称</td> <td>圧縮天然ガス</td> </tr> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>充てん可能期限</td> <td>2014年2月19日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>2003年2月19日</td> </tr> <tr> <td>最高充てん圧力</td> <td>20MPa</td> </tr> <tr> <td>車体番号</td> <td>00011-000000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">車載容器総括証票 (例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>搭載容器本数</td> <td>2本</td> </tr> <tr> <td>充てん可能期限</td> <td>2014年2月19日</td> </tr> <tr> <td>検査有効期限</td> <td>2003年2月19日</td> </tr> <tr> <td>最高充てん圧力</td> <td>20MPa</td> </tr> <tr> <td>車体番号</td> <td>00011-000000</td> </tr> </tbody> </table>	車載容器総括証票 (例)		充てんすべきガスの名称	圧縮天然ガス	搭載容器本数	2本	充てん可能期限	2014年2月19日	検査有効期限	2003年2月19日	最高充てん圧力	20MPa	車体番号	00011-000000	車載容器総括証票 (例)		搭載容器本数	2本	充てん可能期限	2014年2月19日	検査有効期限	2003年2月19日	最高充てん圧力	20MPa	車体番号	00011-000000																				
車載容器総括証票 (例)																																																
充てんすべきガスの名称	圧縮天然ガス																																															
搭載容器本数	2本																																															
充てん可能期限	2014年2月19日																																															
検査有効期限	2003年2月19日																																															
最高充てん圧力	20MPa																																															
車体番号	00011-000000																																															
車載容器総括証票 (例)																																																
搭載容器本数	2本																																															
充てん可能期限	2014年2月19日																																															
検査有効期限	2003年2月19日																																															
最高充てん圧力	20MPa																																															
車体番号	00011-000000																																															
52	頁上段 表	<p>表の記載内容の変更(太線部を変更)</p> <p>(変更後)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票 (例)</th> <th rowspan="3">検査実施者の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>2005年3月19日</td> </tr> <tr> <td>再検査日</td> <td>2003年1月20日</td> </tr> </tbody> </table> <p>(変更前)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">容器再検査合格証票 (例)</th> <th rowspan="3">検査実施車の 名称の符号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再検査有効期限</td> <td>2005年2月19日</td> </tr> <tr> <td>再検査日</td> <td>2003年1月20日</td> </tr> </tbody> </table>	容器再検査合格証票 (例)		検査実施者の 名称の符号	再検査有効期限	2005年3月19日	再検査日	2003年1月20日	容器再検査合格証票 (例)		検査実施車の 名称の符号	再検査有効期限	2005年2月19日	再検査日	2003年1月20日																																
容器再検査合格証票 (例)		検査実施者の 名称の符号																																														
再検査有効期限	2005年3月19日																																															
再検査日	2003年1月20日																																															
容器再検査合格証票 (例)		検査実施車の 名称の符号																																														
再検査有効期限	2005年2月19日																																															
再検査日	2003年1月20日																																															
53	下から5~4行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更及び追加)	その次の容器再検査は、2年+2ヶ月後であるので、5回目の車検時に、再度容器の再検査を行うことになる。例えば、この車両の登録3年後の11月10日に車検と容器の再検査を行えば、次回の容器再検査は車両登録から5年後の11月4日																																														

頁	箇所	内容
53	図 2-21 差し替え	<p>(容器再検査と車検のサイクル)</p> <p>車両登録年   1年後   2年後   3年後   4年後   5年後   6年後   7年後   8年後</p> <p>・容器再検査のサイクル  (月/日) 6/5   6/4   11/10  初回容器再検査期間 (4年)   6/4満了  容器製造日 (標準記載)   1年以内   容器再検査   容器再検査期間 (2年2月)   1/9満了  容器再検査   容器再検査期間 (2年2月)   1/14満了</p> <p>・車検のサイクル  (月/日) 12/4   12/3   12/3   11/10  車検期間 (1年)   車検期間 (1年)   車検期間 (1年)   12/3車検満了  車両登録   1回目車検   2回目車検   3回目車検  12/3   11/15  車検期間 (1年)   車検期間 (1年)   12/3車検満了  4回目車検   5回目車検  車検期間 (1年)   車検期間 (1年)   12/3車検満了  6回目車検   7回目車検</p>
58	上から 17 行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	年以内，以降 2 年 ±2 ヶ月以内を実施すること)

〔一級自動車整備士 自動車新技術〕

奥付：第四版から第五版で変更した箇所（平成25年4月）

頁	箇所	内容
38	下から4行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	トは、 <del>がガソリン</del> →LPG→軽油→CNGの順であり、一番安価である。
42	上から5行目 (傍線部分を削除)	金属ライナ製複合容器と同様に外力による損傷を受けやすく、一般的には金属性ライナ製複合容器に比べ
50	下から7行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	ボンベ製造日又は、検査日から初回は4年以内、その後は2年1ヶ月ごとと <del>以内</del> にボンベ再検査を受けなくては
53	上から5～6行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更及び追加)	の6月4日までに再検査を受けなければならない。 <del>初回車検期間はが1年ごとであるからの</del> 車両においては、3回目の車検時に、 <del>初回の</del> 容器の再検査を行うことになる。
54	下から3～1行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分を追加)	・自動車整備士技能検定規則(昭和26年運輸省令第71号)第2条の規定に基づく国家2級ガソリン又は2級ジゼル自動車整備士の資格を有し、陸運支局長又は陸運支局長の委託を受けたもので、 <del>行う</del> CNG自動車に関する講習を修了した者とする。以上の要件を満たす者でなくてはならない。
56	上から10行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	・検査方法及び規格は、容器保安規則第 <del>5225</del> 条、第26条及び容器保安規則細目告示第18～22条に規定
57	上から6行目 (傍線部分を削除)	・CNG自動車燃料装置用継ぎ目なし容器。 <del>(内容積500リットル以下に限る)</del>
	上から7行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	・CNG自動車燃料装置用複合容器。 <del>(アルミ・ライナで内容積500リットル以下に限る</del> 金属ライナ製)
	上から8行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	・ <del>その他の仕様の容器は、経済産業大臣の許可を得て使用することができる。(特別認可)</del> CNG自動車燃料装置用複合容器(プラスチック・ライナ製)
	上から10～11行目 (傍線部分を削除、網 掛け部分を追加)	CNG自動車用容器の規格は、車両に固定され、ガス容器は配管でつながれ内部が外気に開放されることが無いことを前提に規格で定められているので、ガス容器の使用中に～
	上から13行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	容器再検査を <del>は</del> 車載状態で行う場合 <del>ので</del> 、容器内部の検査は事実上不可能～
58	上から17行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	年以内、以降2年1ヶ月ごとと <del>以内</del> に実施すること)
99	上から3行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	<del>2</del> 約1.5mmのスチール・ブロックと、このスチール・ブロック
	図1-8	図中の『2mm』を『約1.5mm』に変更



奥付：第三版から第四版で変更した箇所（平成 24 年 5 月）

頁	箇所	内容
159	上から 4 行目 (傍線部分を削除し、 網掛け部分のように 変更)	者に警告すると同時に、ダイアグノーシス・コードを SRS ユニット・ECU にメモリする。～